## 建設業労働災害防止協会滋賀県支部

[略称・建災防滋賀県支部]

# 令和3年度 技能講習・特別教育等ご案内

※法令等の改正により日程・内容等が一部変更になる場合があります。

## 各技能講習・教育の申込方法

- 1. 技能講習・教育の実施期間 令和3年4月~令和4年3月実施分
- 2. 申込方法

#### 窓口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講料とテキスト代を添えて提出。 「非会員」建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講料とテキスト代を添えて提出。

#### 郵送

受講料とテキスト代をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送。

- (1) FAXでの申込み受付はしていません。必ず、窓口及び郵送でお申込みください。
- (2)各講習とも講習初日の10日前(営業日)までに所定の申込書に必要事項を記入の上受講料とテキスト代を添えてお申込みください。

振込口座 滋賀銀行本店(普)755278 / 名 義 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 宛

3. 申込書・案内書

協会HP [http://www.yumeken.or.jp/] からダウンロードが可能になりました。 また、建災防滋賀県支部及び下記協会各支部にて申込書も配布させて頂きます。

建災防滋賀県支部 検索

- 4. 申込キャンセル
  - ・申込キャンセルに伴う受講料とテキスト代の返金は出来ませんので、ご了承ください。
- 5. 都合により日程及び会場を変更、もしくは定員を大幅に下回る講習は、中止する場合がありますので 予めご了承下さい。

建設業労働災害隊	防止協会 滋賀県支部 〔建災防滋賀県支部〕				
一般組織人 滋賀県建設業協会 大津支部	一般組織人 滋賀県建設業協会 湖南支部	一般雕以滋賀県建設業協会 甲賀支部	一般組織人 滋賀県建設業協会 東近江支部		
〒520-0042 大津市島の関12-2 Tel 077-522-6113/Fax 077-522-6115	〒520-3024 栗東市小柿 7-8-20 Tel 077-552-3837/Fax 077-553-7100	〒528-0036 甲賀市水口町東名坂287-2 Tel 0748-62-1030/Fax 0748-62-6556	〒527-0021 東近江市八日市東浜町1-5 八日市商工会議所3F Tel 0748-22-2120/Fax 0748-24-0013		
一般組織人 滋賀県建設業協会 彦根支部	一般	一般 做	一般		
〒522-0231 彦根市極楽寺町上箱 4-1 Tel 0749-28-8130/Fax 0749-28-2221	〒526-0845 長浜市小堀町222 Tel 0749-63-5161/Fax 0749-63-5125	〒529-0234 長浜市高月町柏原420 Tel 0749-50-6608/Fax 0749-50-6610	〒520-1622 高島市今津町中沼 1-5-2 Tel 0740-22-2241/Fax 0740-22-4704		

### 1.足場の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋2号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
第1回 5月26日(水)~ 27日(木) 第2回 9月1日(水)~	つり足場(ゴンドラ のつり足場を除く) 張出し足場又は5 m以上の構造の足 場の組立て、解体	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、 高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者	9,350	会 1,370	10,720
第3回 12月1日(水)~ 2日(木)	又は変更の作業	(②については、一般専門学校除く)  ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。  ※上記の資格を満たすため、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」修了証等(写し)を添付してください。 【当該作業とは】足場の組立て、解体または変更に関する作業	0,000	非 1,870	会員 11,220

#### 2.地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(全科目)

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋15号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
6月30日(水)~ 7月2日(金)	掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘削(ずい道及びたて 抗以外の抗の掘削を 除く。)の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学 校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した 者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く)	15,400	2,410	頁 17,810 <sub>会員</sub>
		※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの取付け、もしくは取りはずしに関する作業		2,910	18,310

#### 2-2.地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(一部免除)

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋15号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
(一部免除者) 7 月 2 日(金)	掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘 削(ずい道及びたて 抗以外の抗の掘削を 除く。)の作業	①土木施工管理技士取得者 (1級または2級) 下の②③のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ②満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ③満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学 校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した	7,340	2,410	<sup>員</sup> 9,750
		者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (③については、一般専門学校除く)  ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 [当該作業とは] 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの取付け、もしくは取りはずしに関する作業	,		10,250

#### 3.型枠支保工の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋3号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
6月2日(水)~	型枠支保工(支柱、	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明		会	員
3 日(木)	はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支	①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学 校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作 業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。	9,350	1,710	11,060
			0,000	非	会員
	持する仮設の設備) の組立て又は解体の 作業	(当該作業とは)型枠支保工の組立て又は解体に関する作業		2,210	11,560

### 4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋49号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
8月18日(水)~19日(木)	建築物の骨組み、又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上である	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校 において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に 関し2年以上の実務経験者	9,350	会 1,590	10,940
	ものに限る。)の組 立て、解体又は変更 の作業	(②については、一般専門学校除く)  ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業	0,000	非 2,090	<sub>会員</sub> 11,440

### 5.木造建築物の組立て等作業主任者 ※この講習はCPDS対象外です

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋46号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
10月6日(水)~	軒の高さが5m以上 の木造建築物の構造	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者		会	員
7 日(木)	部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取	②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校 において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に 関し2年以上の実務経験者	9,350	1,240	10,590
	付け作業	(②については、一般専門学校除く)	9,350	非	会員
		※上配の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の 取付けの作業		1,740	11,090

#### 安全衛生教育

#### 職長・安全衛生責任者教育 14時間コース (2つの資格の修了証が同時に取得できます。)

講習日	実施場所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計(円)
第1回					会	員
6月9日(水)~10日(木)	滋賀県建設会館	建設業の各事業場(職長)、統括安全衛生責任者を選任すべき作業所における関係下請負人(安全衛生責任者)	新たに職務につくことになった職長 その他の作業中の労働者を直接指導 又は監督する者、統括安全衛生責任 者を選任すべき事業者以外の関係下 請負人より新たに選任された安全衛 生責任者	13,620		
第2回8月5日(木)~6日(金)					1,830	15,450
第3回 10月13日(水)~ 14日(木)				13,020	非	会員
第4回 11月24日(水)~ 25日(木)					2,330	15,950

#### 職長・安全衛生責任者能力向上教育 7時間コース

講習日	実施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
	職長・安全衛生責任者等で能力向上 教育を要する者 (水) 滋賀県建設会館	職長・・安全衛生責任者教育を受講		会	員	
		3/13 = 20,7 = 1	後、概ね5年経過した方、又は機械 設備等に大幅な変更があった場合		580	8,740
9月8日(水)  滋養				8,160	非:	会員
					1,080	9,240

#### 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 7時間コース

講習日	実 施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)
10月20日(水)	滋賀県建設会館	足場の組立て等作業主任者で能力向上 教育を要する者	足場の組立て等作業主任者技能講習を 修了した者	7,340	会 1,240	<sup>員</sup> 8,580
10 A 20 G (M)					非 1,740	会員 9,080

#### 施工管理者等のための足場点検実務者研修 4時間コース

講習日	実施場所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料	テキスト代 (円)	合計(円)		
Q = 15 m/v/	滋賀県建設会館	足場について作業開始前の点検・組立、 変更、悪天候等後における点検等	現場の施工管理者等で十分な知識、 経験を有する者	5 980	5 080	5,980	会 1,240	<sub>員</sub> 7,220
9月10日(水)	巡貝宗廷政云郎			5,960	非 1,740	会員 7,720		

#### 特別教育

### 足場の組立て等特別教育 6時間

講	習	日	実施場所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計(円)
	第1回(6時間) 11月17日(水)		滋賀県建設会館	足場の組立て、解体または変更の作業 に係る業務に従事する者。 (地上又は堅固な床上における補助作 禁の業務を除く)	満18歳以上の者	7,140	会 400	<sub>員</sub> 7,540
第 2 [ <sub>令和</sub> 3 2 <sub>月</sub>	3 年			3(3)3(3) = 13. (7)		7,140	非 900	8,040

#### フルハーネス型安全帯使用作業 6時間

講習日	実施場所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計(円)
5月12日(水)	滋賀県建設会館	設けることが困難なところで、墜落制 止用器具のうちフルハーネス型安全帯	満18歳以上の者	8,870	会 400	勇 9,270
8月25日(水)					非 900	会員 9,770



## 令和3年度 技能講習・特別教育等 年間計画一覧

講習名	<sup>令和3年</sup> 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	<sup>令和4年</sup> <b>1月</b>	2月	3月
足場の組立て等作業主 任者		26-27				1 • 2			1 • 2			
地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者			30 -	1 · 2 (全) 2 (免)								
型枠支保工の組立て等 作業主任者			2 • 3									
建築物等の鉄骨の組立 て等作業主任者					18•19							
木造建築物の組立て等 作業主任者							6 · 7					
職長・安全衛生責任者 教育			9 • 10		5 • 6		13 • 14	24-25				
職長・安全衛生責任者 能力向上教育						8						
足場の組立て等作業主 任者能力向上教育							20					
施工管理者等のための 足場点検実務者研修						15						
足場の組立て等特別教 育								17			9	
フルハーネス型安全帯 使用作業特別教育		12			25							

※(全)は全科目、(免)は一部免除です。

#### 助 成 金につ いて

下記の技能講習及び特別教育について助成金を活用される方は、受講申込時にお申し出ください。

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習・足場の組立て等特別教育
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ■お問い合せ先
  - ・建災防滋賀県支部事務局(TEL077-522-3232)・滋賀労働局 職業安定部 職業対策課(TEL077-526-8686)